

令和3年度農福商品の販路拡大に向けたチャレンジ・マルシェ企画運営および ノウフク・ブランド構築に向けた企業等との連携促進事業業務委託仕様書

1 目的

農林水産業分野における障がい者の就労の場の拡大や賃金向上に向け、農福連携の取組によって生産される農林水産物や農林水産加工品（以下、農福商品という）を量販店等で販売する農福連携マルシェの開催を通じて、農林水産業に取り組む就労継続支援事業所等における商品力・販売力の向上を図り、農福商品の販路拡大につなげます。

また、企業等と就労継続支援事業所等の連携による農福商品の新規開発及び農林水産業技術を持つ専門家による栽培技術支援等を通じ、農福商品の魅力向上を図るとともに、就労継続支援事業所間での情報共有による意識啓発を行います。

2 業務委託期間

契約日から令和4年3月9日（水）まで

3 業務委託内容

農福商品の普及及び販路拡大に向け、直売所、スーパー等において就労継続支援事業所等の農福商品の販売にチャレンジする農福連携マルシェの開催を通じて、農福商品のブラッシュアップや販路開拓を支援し、販売力・商品力の向上を図る。

県内の就労継続支援事業所等、農福連携に賛同する学校、農林水産事業者及び企業等（以下「賛同企業等」）と連携し、それら事業所、賛同企業等の意向を踏まえた上で、農福連携の促進に資する以下の業務を行う。

支援対象である就労継続支援事業所等は次のとおりとする。

- ・就労継続支援 A 型事業所（ただし、経営改善計画又は賃金向上計画を三重県に提出している事業所に限る）。
- ・就労継続支援 B 型事業所
- ・生産活動を行っている生活介護事業所及び地域活動支援センター（ただし、工賃向上計画を作成し工賃の向上に意欲的に取り組む事業所に限る）。

なお、マルシェの開催等にあたっては、新型コロナウイルス感染防止策を講じること。防止策については、国や県が定める指針などを参考に実施すること。

※現在の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」は次のHPを参照。

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

① 農福連携マルシェの開催

- ・農福商品の募集や調整等を行うこと。
- ・多くの人が集まる直売所、スーパー等を選んでマルシェを2回以上開催すること。うち1回は、これまでに農福連携マルシェの開催実績がない場所で開催すること。
- ・マルシェは各回5か所以上の就労継続支援事業所等から、農福商品合計10点以上を出品すること。
- ・チラシやポスター等の告知ツールの作成や、各種メディア・SNS等の活用により、幅広く情報発信し、販売促進を図ること。
- ・厚生労働省が示す農福連携のポスターのデザインを積極的に活用し、全国の取組に合わせた統一感を持った展開を行うこと。なお、のぼりについては担い手支援課から貸与する。
- ・マルシェ出店に掛かる費用（運送料、簡易な売り場の設置、出店手数料）に要する経費については、出店先の直売所、スーパー等及び福祉事業者と協議の上、業務委託費の範囲内で受託事業者から必要に応じて支払うものとする。
- ・就労継続支援事業所等が自らマルシェに出品できるように、直売所・スーパー等との必要な手続きを行えるよう、打合せの場をもうけ支援すること。

- ・マルシェ開催後、福祉事業所等の売上向上につながるように、直売所・スーパー等と振り返りの機会を設けること。その場において、直売所、スーパー等からのフィードバック（売れる作目、品質、量目についてなど）を受けるようにする。
- ・就労継続支援事業所等が、マルシェ開催後も継続して直売所、スーパー等に出品できるような仕組みを整えるように支援すること。
- ② 農福商品の販売促進支援
 - ・マルシェにおける販売を効果的なものとするため、出品者に対して、ノウフク J A S 等を含めた商品のブラッシュアップに向けた助言・指導を行うこと。
 - ・マルシェに参加する就労継続支援事業所等のうち、販路拡大を希望する 5 か所以上の事業所に対して、販路拡大に向けた提案を行ったうえで、販路開拓の支援を行うこと（農福商品の新規成約：1 品目以上）。
- ③ 賛同企業等と就労継続支援事業所等が連携した新規商品開発の支援
 - ・商品のブラッシュアップ等を希望する就労継続支援事業所等と賛同企業等をマッチングした上で、新たな商品開発を 3 件以上行うこと。
 - ・賛同企業等とのマッチングは就労継続支援事業所等の意向を十分踏まえた上で行うこと。
 - ・新規商品の開発を効率的かつ効果的に進めるため、賛同企業等や外部から専門家を派遣すること。
- ④ 新規品目導入等のための技術支援
 - ・就労継続支援事業所等が生産する農林水産物の新規品目導入や品質向上に向け、栽培等にかかる技術支援を 3 品目以上行うこと。
 - ・栽培技術指導を効率的かつ効果的に進めるため、地域の農林水産事業者等、栽培技術を持つ専門家の派遣等を行い、連携体制の構築につなげること。
- ⑤ 好事例の情報共有による意識啓発
 - ・新規商品、新規品目及び企業等との連携ノウハウ等を事業所間で情報共有する場を設けること。
 - ・情報共有の場は 1 回以上を設けるものとする。なお、情報共有の場は、商品の販路拡大、魅力発信等に繋がるような内容とするなど工夫すること。
- ⑥ 事業実施報告書の作成
 - ・事業の実施内容について、使用した資料及び概要を記録し、報告書としてまとめるとともに、委託料の実績書（明細が示されたもの）についても作成すること。
 - ・事業実施報告書は正本 1 部、副本 1 部のほか電子データ（CD-ROM 等）により提出すること。

4 留意事項

- (1) 業務の遂行については、三重県と十分に協議しながら進めること。
- (2) 委託料には、上記 3 に記載した業務遂行に要する費用の一切を含む。
- (3) 本契約に基づく成果品の所有権は、三重県へ成果品の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果品の著作権は成果品の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己に責めに帰すべき理由により偽造または不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

5 契約上限額 4, 430, 800 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 納入する成果品

次の成果品を令和4年3月9日（水）までに、業務報告書を紙媒体（正本1部、副本1部）と電子媒体（CD-ROM等）にて三重県農林水産部担い手支援課へ提出すること。

7 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に順次適切に対応するものとする。

8 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるもの

とし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託先
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- 七 再委託先の監督方法
- 八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等
- 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- 六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使

用し、通常の方法では当該個人情報判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害が発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。